

# 日本素材物性学会投稿規定

日本素材物性学会  
編集委員会

## 1. 総則

1. 1 本誌は素材物性学に関連した諸分野における価値ある研究報告、総説、解説、技術資料その他の諸情報を掲載する。
1. 2 投稿資格は原則として素材物性学に関連した諸分野の研究者、技術者に限るが、一般記事についてはこの限りでない。
1. 3 本誌に掲載された記事の著作権および版権は日本素材物性学会に帰属する。

## 2. 原稿の種別

### 2. 1 論文

次の2種類とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。

#### 2. 1. 1 論文I

独創的な研究で価値ある結論あるいは事実を含むもの（学問的体系化への寄与）

#### 2. 1. 2 論文II

実用に役立つ価値あるデータ、新しい技術、現象あるいは考え方を含むもの（実用性、発展性）

### 2. 2 研究速報

論文に準ずる内容をもち、優先的に速やかに発表する必要のあるもの（速報性）。速報とする理由書を添付する。

### 2. 3 寄書

本誌に発表された記事に関する補遺および意見。

### 2. 4 一般記事

1) 総説および解説 2) 技術資料 3) 研究・技術情報 4) その他

## 3. 投稿

### 3. 1 この投稿規定ならびに「投稿の手引き」に従って作成する。

### 3. 2 投稿原稿は電子ファイル(Word-file または PDF-file)で提出するものとする。

### 3. 3 原稿は日本素材物性学会誌編集委員会宛に送付する。原稿が編集委員会事務局に到着した日を受付年月日とする。

## 4. 審査

### 4. 1 投稿原稿は審査員によって審査され、その採否は原稿の種別も含めて編集委員会が決定する。

### 4. 2 編集委員会は、投稿原稿について訂正を求めることができる。訂正を求められた原稿は必ず3ヶ月以内に提出する。この期間内に何の連絡もない場合には撤回したものとみなす。

### 4. 3 編集委員会が原稿の掲載を決定した日を受理年月日とする。

## 5. 著者校正

著者校正を1回行う。この時点では印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。

## 6. その他

### 6. 1 和文の投稿については、和文誌「日本素材物性学会誌」に、英文の投稿については、英文誌「International Journal of the Society of Materials Engineering for Resources」に掲載する。

6. 2 外国人からの投稿も認める。
6. 3 雑誌発行後著者が正誤訂正を申出た場合、編集委員会がそれを適當と認めたものについては掲載する。
6. 4 著者は、掲載 1 編につき投稿料（別刷代を含む）を納めなければならない。ただし、編集委員会が依頼したものについてはこの限りでない。投稿料については別に定める。

#### 附 則

- 1 この規定は、平成 30 年 6 月 5 日から適用する。